

高齢者支援総合センターの今後のあり方について

高齢者支援総合センターとは

高齢者支援総合センター（以下「センター」という。）は区内に8か所設置しており、高齢者の総合相談窓口として、介護保険サービス等の利用や権利擁護等の相談支援を行うほか、併設の高齢者みまもり相談室とともに地域の関係団体とのネットワークを構築することや、介護予防自主グループの活動支援、高齢者の生活を支える地域資源の開拓とニーズとのマッチング、認知症に関する支援業務などを行っている。

このうち、福祉総合型高齢者支援総合センターでは、多目的室を整備し、高齢者の介護予防活動の中心となる等の機能を付加している。

福祉総合型高齢者支援総合センターについて

	当初計画（平成28年度）	現況（令和4年度）	令和5年度以降	
配置計画	4圏域への配置を計画 ・はなみずき圏域 ・たちばな圏域 ・その他2圏域の配置を計画	・八広はなみずきセンター配置（平成31年2月） ・ぶんかセンター配置（令和元年9月）	・令和7年度にみどりセンターに配置を予定（現みどりセンターの施設は、緑二丁目から緑一丁目貸付地の民間建替施設内に移転）	
機能	ル 配 置	・コメディカル（医師や歯科医師以外の医療専門職）を配置	・福祉総合型に限らず、8か所に医療職の認知症地域支援推進員を配置	同左
	室 活 用	・交流サロンや介護予防等の教室スペースの設置	同左	同左
	る 相 談	・障害者に関するインターネット相談（窓口相談）	・相談員を配置し、障害者手帳等取得に係る案内を実施（週3回各半日）	・相談員による案内に代え、オンラインを活用するなどにより、障害者基幹相談支援センターの専門職と連携した相談へ
	そ の 他	/	・地域福祉プラットフォーム実施場所の一つとして活用（八広はなみずきセンターにおいて週2回実施）	・順次、地域福祉プラットフォームと連携予定

福祉総合型高齢者支援総合センターの現況と見直しの方向性

- 「コメディカル配置」については、既に8か所全てのセンターにおいて、介護保険法による厚生労働省令で定める3職種（社会福祉士、主任介護支援専門員及び保健師並びにこれらの職種に準ずる者）に加え、認知症地域支援推進員（原則として保健師又は看護師）を配置している。
- 多目的室については、これを活用し介護予防等地域活動の拠点となっているが、他のセンターについても、区有施設及び民間施設を活用した介護予防等の地域活動支援を行っている。今後さらに積極的な資源開拓を行い、全てのセンターにおいて同様の機能を果たすこととする。
- 「障害者手帳取得案内」については、2か所のセンターに相談員を配置しているが、今後、全てのセンターにおいて、オンライン等を活用し令和5年度に開設予定の障害者基幹相談支援センターの専門職との連携による相談が可能になることから、配置を見直す。
- 多様で複雑なニーズに対応するため、八広はなみずきセンターにおいて地域福祉プラットフォームとの連携を図っている。将来的には、全センターにおいて世代や属性を問わず支援を行う重層的支援体制整備事業の枠組みの中で、関係機関との協働による包括的支援体制の強化を図っていく。
- これらのことから、次期墨田区基本計画、墨田区地域福祉計画において『福祉総合型』の概念整理を行うこととする。